

令和4年度 第1回 大津市立公民館運営審議会 会議録（概要）

□ 日時

令和5年3月14日（火）10時00分～11時43分

□ 場所

大津市役所 別館2階 教育委員会室2

□ 出席者

<公民館運営審議会委員 7名>

<教育委員会事務局 4名>

教育部次長、生涯学習課長 ほか2名

□ 傍聴者

なし

□ 内容

1 開会

2 委員長挨拶

3 議事

(1) 報告事項

①公民館のコミュニティセンター移行状況について

②令和5年度公民館に係る予算（案）について

(2) 審議事項

①令和5年度大津市立公民館運営基本方針（案）及び重点目標（案）について

4 その他

5 閉会

□ 主な質疑、意見等

(1) 報告事項

①公民館のコミュニティセンター移行状況について

【事務局】

資料1について、事務局より説明

【委員】

職員のことについてお伺いします。生涯学習専門員が公民館及びコミュニティセンターでは配置されていると思います。公民館の機能をこれまでどおりに引き継ぎながら、まちづくりと交流の場というこ

とで活動していかれるとのことですが、具体的に職員さんはどのような体制で公民館主事的な役割とコミュニティセンターとしてのまちづくりや地域交流の場としての役割を担っていかなければならないのか。私は高度な専門性だと思うのですが、職員はどのような仕事をするのか、また、どのような専門性が求められているのでしょうか。

【委員長】

ありがとうございます。私も教えて欲しいのですが、市雇用の生涯学習専門員の配置がありなしというのは何が違うのかということと、なしのところでは代替としてどうなっているかということも併せて回答いただきたい。

まず体制について、その上で委員の市職員は従前の方だというふうに推測できるが、コミセンの専門員にはどのような専門性を求めて担保しようとしているかということが聞きたい。

なかなか高度な質問で、委員の質問というのは、実は日本中のコミセンに移管している公民館からコミセンに対する地域のところで、社会教育施設の代替としてどういう風にしていったらよいか、すごくクリティカルな問題で、同じように社会教育主事の仕事をしている人で59歳のドクターをされている人を指導していて、まさにドンピシャの問題である。ご自身が生涯かけてしていた仕事というのは、どういう職能が本来、求められていたのかということをはっきりと明らかにして勉強されている。

【事務局】

大津市では、公民館職員という形で生涯学習専門員を配置しております。これにつきましては、平成元年に地域住民の最も身近な社会教育施設ということで、公民館事業に広範かつ専門的な知識を有する退職校長や教頭が携わることによって、昔は学舎連携というようなそういったことも言っておりますけれども。そういった事業の幅が広がるというような狙いで、制度を設けさせていただきました。現在では、公募の専門員を含めて、公民館には各館に1名ずつ配置をさせていただいているというような状況です。

コミュニティセンターについても、一部、その生涯学習専門員を配置させていただいている状況です。公民館というところは、人と人を繋いだりそういった役割を持っているところであり、なおかつ公民館と言えば講座を企画していくというような、そういった能力も兼ね備えていかないといけないので、今までは退職校長が多かったのですが、社会教育施設で何年間か働いておられた方であったり、教員免許をお持ちの方々が今、この専門の職に任務していただいている状況です。

コミュニティセンターにつきましては、公民館機能をそのまま残す形で、現状、運営しています。委員がおっしゃるように、公民館機能プラスその地域のコミュニティづくりなどの視点からも専門性ということが求められます。そういう意味で、生涯学習専門員とコミュニティセンター従事者を一緒にして、年に数回研修を実施しています。

その研修では、一昨年ですと広報誌を作るためのノウハウであったり、ファシリテーターステーション能力の研修であったり、学んでいただくための機会を設けさせていただきました。

後程、来年度の予算でご説明させていただきますが、研修費等の予算があまりなかったため、来年はもう少し増額して、そういった専門性のことを学んでいただけるような研修の充実に努めていきたいと思っています。

【委員】

この辺は長らく議論をされてきたところなので、5分10分で終わるような話ではないということは重々承知していますが、あんまりまちづくりということがよくわかっていないので、間違えたことを言うかもしれませんが、これまでまちづくりと言われるものはハードの工学部の出身の方々が概ね担ってくるような領域だったと思います。

一方で、この社会教育は、公民館主事だったり社会教育主事であったり、私の勉強した限りでは自治体労働者であり教育者であるということがとても重要な点だと思います。もちろん、まちづくりの中にも教育的な活動、教育的に行うということは十分あり得ますのでそういうことはわかります。一方でそのコーディネーターであったりファシリテーターというような、横文字が並びますと社会教育がもちろん今まで培ってきたような、教育者としての側面というのがどれほど弱まってしまうのかという点が少し心配です。研修において、広報づくりやファシリテーションの能力もとても大事とは思いますが、やはり住民が主体的に学び、自己教育や相互教育の場として、公民館の学びを社会づくりにつなげていくような、そういったところをどのように教育的に関わることができるのかというのは、大事な点ではないかと思っています。

時代の流れの中で、なかなか職員さんも任期の雇用になってしまって、本当に社会教育、受難の時代を通っているのによくわかりますが、こちらの新旧対照表等を見てもやはり教育者としての側面というのが見えづらいというのを感じました。その辺はいささか心配だなと思います。どのようにお考えなのか、気になります。

【事務局】

今までですと、公民館で社会教育を推進していくというようなところで生涯学習専門員が配置され、一定の機能が果たしてきたと思っております。おそらく心配されているように、コミュニティセンターはというところになりますが、そこでは一定の従事者が今の生涯学習専門員の役割を担っていくということになり、今、生涯学習課にも社会教育指導員を配置しており、社会教育主事の講習を受けている者がコミュニティセンター等に訪問して助言をするような取り組みを来年度から実施しますが、やはり地域によっていろんな事情があると思いますので、そういった課題などを拾い上げながら、社会教育指導員等でカバーさせていただければと思っています。

【副委員長】

私は地域で活動しているので公民館の利用はよくさせてもらっているが、地域の者にとっての生涯学習専門員というのが、様々な地域団体が公民館を利用し、子供を対象にしたりお年寄りを対象にしたりいろんな研修会やイベントを開催しようとする時にその生涯学習専門員の方にアドバイスをいただいたり、そういった研修の内容について相談させていただいたり、そのような立ち位置で今までは生涯学習専門員の方がいらっしゃったように思う。

地域はいろんなアドバイスや研修内容について、相談させていただける人が生涯学習専門員であると私は思っています。

【委員】

今は退職しましたが、私は教員をやっておりました。教員時代に社会教育主事の資格を得まして、派遣社会教育主事として市町の教育委員会に教員リングで派遣された時代があった。そのときに、社会教育主事の資格を取りました。学校の先生の中にもそういう資格を持った先生が、管理職になって退職後、公民館に行かれたという方については、その社会教育の知識なり家技教育の経験を3年されるわけで、そういう校長先生や教頭先生であれば、結構いろんなことがわかってくると思いますが、その経験がない人であればなかなか実力が発掘できない。何が言いたいかというと、今注目されているのは社会教育士という資格なのです。理想は、この社会教育士の資格を持った方がその部署におられるとよい。2、3年前から社会教育主事の講習を受けて一定の単位を取れば、あわせて社会教育士の資格が取れるようになっているので、社会教育士の資格を持った方を活用すればよいと思う。

【事務局】

委員がおっしゃっていただいた社会教育士につきましては、今すごく注目されておりまして、ちょうど社会教育士講習が近畿圏内で持ち回りとなっております。来年度は滋賀県が担当になります。滋賀大学の神部先生の方でコーディネートされますが、私どももこの機会にぜひ生涯学習専門員の方に受講していただきたいと思ひまして、少なからず予算も来年度要求しました。生涯学習専門員に受講していただき、より専門的な知識を身につけていただければと考えております。

【委員長】

私も神部先生から一コマ担当してほしいと要望されている。

僕の講義では、今出てきたような話の社会教育主事に対する話して、社会教育主事そのもののがかなり意識改革しないといけないという話をする予定です。今出てきた今までこうやってきたところに対して、東大の牧野先生という方が、生涯学習については、生涯学習社会教育の大きい理論があり、実践があるわけです。今まで、一人一人の学びの意欲を高めて主体的な学びというのをやってきたことが必ずしもそれがまちづくりに繋がらなかったと。一人一人の学びの充実には繋がったけれども、市民的な連帯を作るってことには失敗していたのではないかとするのは東大の牧野さんの見立てで、僕は公共政策全般が、社会教育だけでいろいろな政策をとったことが、個人個人の満足度を高める政策はとれたけれども、それぞれの政策が、市民社会を涵養するものになり得なかったのではないかと。

実は、この問いは結構大きな問いである。それからずっと見ていくと、今指導したりしながら見えてきていることは、どうもその社会教育の今までやってきたことにプラスアルファ何かやっぱり欠けているのではないかと。それは牧野先生の話もそうなのですが、社会教育主事がやっていたことが、要するに一人一人の学びの欲求を充足するだけではなくて、社会教育、社会づくりに繋がるもうひと工夫が必要である。それは市民自身が自ら考え、企画をしていくような側面というのも必要なのではないかとということです。どうもいろいろと牧野さんの内容を整理していると感じるころがあつて、前回、委員の読み聞かせの研修についての質問があり、あれは結構大事なところをついている。よもやよもやの上手な読み聞かせだけの研修ではないですよという、あの問いですよ。あの問いに答えられるような、公民館での生涯学習の講座を作ることができるだろうか。ただ単にその一つのスキルの習得を目的として、そのスキルの習得の向こうには社会づくりがあるだろうと。

これはどこかのトリエンナーレなどを行っているプロデューサーが、アートトリエンナーレとかをやっても、それは問題を提起するだけではなくて、トリエンナーレなどをして芸術させることが地域の課題の解決に繋がるような場にすべきだ、というようなことを言っている。そのような生涯学習をここでできれば、公民館が一人一人の場合は充足だけではなくて、それが地域の課題の解決に繋がるような射程を持ち得るような、公民館の生涯学習活動がつかれるかどうか、ということが大きな問いとして今あるのかなど。そのことを十分にできたならば、10年前の私はコミュニティセンターに移行するのは社会教育の敗北ではないかと思っていたけど、いやそのところをきちんとさえすれば、社会教育の敗北とも言えずに、しっかりとした真に必要なことが充足できるのであればいいのかなど今は思います。単なる教育を押し付けるだけではなくて、まちの課題を解決するような、そういった気風を地域につくることができるかということが言われている。

【委員】

来年度の社会教育主事研修では、委員長も講師として参加されますが、実は私も半コマですが逢坂学区の家庭教育支援での取り組みを受講生の方に話をする予定です。ぜひとも多くの方に受講していただきたいと思います。

【委員長】

あと、生涯学習専門員の配置がありとなしの違いは何の違いなのか。

【事務局】

ありにつきましては、地域の方が生涯学習専門員を置くと選択された場合に、生涯学習専門員を市の職員として配置させていただくというものです。

なしとていうのは、市の職員を配置せず、地域が生涯学習専門員の役割を担っていただく従事者を配置するということです。

【委員長】

その場合は、地域で雇うということですか。

【事務局】

地域で雇用されるということになります。

【委員長】

その地域は、なぜ、市にお願いしないのか。市で生涯学習専門員を配置してほしいという要求にならないのか。

【事務局】

そこはその地域が選択されているので、市としては理由まではわかりかねます。

コミュニティセンターいわゆる市民センターになりますと、そこには支所機能と公民館機能がありま

す。支所機能は、いわゆる住民票や所得証明書を発行したりする業務を担っていますが、公民館の部分については、コミュニティセンターに移行する時に、その学区のまちづくり協議会のようなプラットフォームのある団体様にその業務を委託する形になります。内容としては、公民館ですので、例えば貸室ですね、会議室の利用に関する業務と従来の公民館にありました生涯学習専門員が担っておった社会教育であったり生涯学習であったり、いろんな地域との連携などの業務となります。

委託するときに、この貸室に関する部分は定型的であり、公民館長として職員も配置しているので、ある程度の業務はこなせます。一方、こちらの方はやっぱり学区によってはそこまではノウハウを含めて、難しいという部分があるので、二つのパターンを用意しております。

地域の方が、その専門員の仕事部分も自分たちの中で従事者を雇いながらやっていきますということになりますと、委託の中に含まれますので、ここで言う専門員はなしとなりますので、生涯学習課の方からは、その従事者の方に支援をするという形になります。

ありの場合は、専門員の仕事部分までは受託できないということになり、直営で専門員を配置することになります。

【委員長】

見た感じ、逆に言うとありというところは、貸館業務だけのところでも結構な業務量があるところがありとなっている、そういう感じなのか。

【事務局】

貸し館の業務量の大小は関係ありません。あくまでも2パターンあるのは、いわゆる公民館の専門員業務を受託されるか、自分たちで実施しますというか、市役所の方でしてくださいというかになります。

【委員長】

地域において、受託できるというところは、本当にその能力があったのか。

【事務局】

委託受託の契約になりますので、仕様書の中にその辺の部分が記載されています。ただ、今、ご議論いただいていますように、社会教育や生涯学習であったりまちづくりであったりとかという部分につきましては、お願いしますというものでもないですし、行政としての役割もあるので、その部分は生涯学習課の職員が、定期的に研修等も公民館の専門員と同じく、従事者の方にも来ていただいて、研修も実施しますし、相談等があれば対応させていただいています。

そのレベルかと言われるかもしれませんが、それはもともと公民館の時からもそれぞれ学区によって地域の実情に応じた活動がありますので。

【委員長】

地域によって、これぐらいだったらできるなと思ったところは専門員なしという形で受けられるし、いやちょっとそこまで受けるというのはなかなか難しいと思われたら、そこは受託しないというのをそれぞれ自分たちのところの現状に合わせて選択をされた結果、このようになっているということですか。

【事務局】

ただ、私たちが見ていると、もともと公民館でしたので、その時にされていた活動は継続して行っていくというのが一義的にありますので、例えば、そのところがもうなくなってしまうようなことであれば、生涯学習課としましても公民館のコミセン化になったところの意味合いがなくなります。

【委員長】

わかりました。

【委員】

小野学区ではコミセンに移行しました。私は人権を担当していますが、地域の中で有能な人材がグループ等を作ってチームとなって現状を見つめ直すなどの意見があっても良い。いろいろと迷いながらも気づきということもあるので、地域でもちゃんと対応していかなければならない。

しかし、せめて人権に関することだけでも市の職員がもっと関与してほしい。コミセンとして委託したからといって地域に任せるのではなく、そこら辺もう少しわかって欲しいなと思います。

【委員】

勉強不足なので教えていただきたいのですが、なしっという場合にどの程度、大津市のそのありなしでどの程度大津市の影響力が変わってくるのか。

例えば、子育ての読み聞かせを頑張ってやりましようとなった時に、生涯学習専門員がきっとそれに便乗してそういう講座を開催したりというようなことをされていると思いますが、コミセンでそういうのをやらないところについては、うちの地域は前からしていませんよみたいなことが許されるのかどうか、そのあたりはどの程度関与できますか。

【事務局】

コミセンにつきましても先ほどから出ておりますように、公民館機能というのを残しておりますので、一定、社会教育の学びを通じた人づくりであったり、繋がりづくりであったり、そういったことが求められているので、地域の自主的な学びの場というふうになってきます。一定、私どもとしてはそういったところができているかどうかというこの辺は、常に確認しながら進めさせていただこうと思っております。

後程、審議していただきますが、公民館の運営基本方針であったり重点事業であったり、そういったところもコミュニティセンターの方にも周知を凶らせていただきます。市民の方にとっては、コミセンであろうが公民館には変わりはないところでございますので、一定同水準にもっていきたいというふうになっているところです。

【委員】

自分の頭があまり整理されないのであまりうまく説明できませんが、では誰が住民の学習を守るのですかというのがちょっと気になります。

例えば、住民が学びたいことと行政側が学ばせたいこととの齟齬が生じた際に、一体誰が住民の側に立ち切って住民の学習権、表現の自由みたいなものを守り切れるのか、どのように考えられているのかを

知りたいと思います。

【事務局】

少し整理させていただきますと、大津市には36学区あります。そこに市民センターがありこれまでの公民館があって、一部コミセン化というふうになっています。生涯学習課からしますと、社会教育や生涯学習を進めていく上で、そのコミセンと公民館であっても生涯学習専門員さんがいる、いないによる差はありません。どこの学区も同じように生涯学習や社会教育があるというところは変わらないということです。

一方で、各学区においては、これまでからの取り組みの中で、地域の実情に応じた取り組みがあります。先ほど、副委員長から地域のご紹介をいただきましたけれども、各学区によってそれぞれの文化、伝統、風習があり、そこにおられる各種団体さんのそれぞれの活動の中まで。女性団体さんもそうですし、スポーツ、文化、学校、社協、民児協、いろんな方がいわゆるまちづくりをされているという、その中にこの公民館や市民センターがあって、私たちは生涯学習もしくは社会教育という立場で、学区ごとにそれぞれ主体的に進めていただく分については支援をしますし、主体的ではなくて市が主導的ということであればそれは自主事業という形の中で、いろんな講座を開催したりしております。そういう形の中で、それぞれ36学区変わりはないのですと言いながら、学区によっては地域性がありますので、そこは私たちも大事にしながら、地域の方のお考えも酌み取りながら、また、地域が主体的と言いつつも、行政も先ほど言っていた社会教育という部分では、行政がそこは能動的にする部分がありますので、していかなければならない。

一点、来年度に向けて今ありますが、各学区の市民センターには専門員や委託している従事者がおられますが、そういう方々が、地域が主体的にされる部分は支援をしますが、自分たちが自主事業としてされる分について、結構毎年考えることがだんだん少なくなっていくので、今10幾つほどのメニューを作成しました。そこには連絡先も記載されているので、各公民館なりコミセンから直接連絡していただいても良いようになっています。そのメニューを提供させていただいて、講座が開催しやすいような環境を整えようとしております。実際には、地域の実情に応じたそういった教育もそうですし、いろんな活動をしているというのがあります。

②令和5年度 公民館に係る予算（案）について

【事務局】

資料2について、事務局より説明

【委員長】

読み聞かせの事業費として何か上がっているというわけではないですね。何か別枠で上げているわけではない。

【事務局】

令和4年度までで言いますと、子どもの居場所づくり事業というのがあるのですが、ここに一つ読み聞

かせの事業をこの中で取り組んでいただくというふうな形になります。

(2) 審議事項

①令和5年度大津市立公民館運営基本方針(案)及び重点目標(案)について

【事務局】

資料3について、事務局より説明

【委員】

人権に関して、公民館長等の参加が少ない。また、事務手続きなどでもコピー等もしてもらえないので、もう少し協力をお願いしたい。

【委員長】

事務局からは文章の中の冒頭で説明がありましたが、策定のプロセスについて、書いといた方がいいかなと思います。原課で作り、公民館長等の意見を広く聞きそして今日諮っています、というのがちょっと入るだけで、断然、資料に対するイメージが違い、公民館長も確認して他の職員さんや地域の人にもいろいろご意見などを聞いてくれているというのが一番よい。そのプロセスがあった上で、原課でまとめてそういうような感じてこれまでの形成過程、そういうところをちょっと一言入れるだけで資料がよくなる。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員】

家庭教育の大切さというのは、もう皆様ご存知だと思います。

平成18年教育基本法が改正されたが、中身はほとんど学校教育のことばかりでありましたが、その中に家庭教育の重要性というのを提言されています。それを受けて、平成30年には第3期の教育振興計画ができ、そこにも家庭教育の教育力を推進していくこととされた。その中で大津市では、この生涯学習推進計画の中に掲載してもらっていて、私は非常にうれしい。23ページのところに家庭教育の大切さをもっと実施していかなければならない。私はこれが大変嬉しい。次の29ページの重点施策にも家庭教育の支援というのが書いており、これ見て私はうれしいのです。

資料3-1のところで、うまくまとめてくれていると思いますが、学びの機会を充実させるとともに、現代的社会的な課題に対応する力を養うための学びの支援をするところ書いてあるので、学びを支援することはわかるが、学びの場の提案提供っていうものを公民館でもこれを受けて考えて欲しいと思います。

資料3-2のところで、学習機会の提供に向けた取り組みで、学習機会の提供をするというわけですから、この学習機会の提供について、乳幼児期、青少年期、壮年期中通年期高齢期のそれぞれのライフステージに応じた学習機会の提供を図るところ。確かに乳幼児の学びの場の形成とか、親子含めて提供

されると思うのですが、その家庭教育の場の提供を私ども家庭教育支援チームが担わせてもらうというように思っております。この内容でもよいと思うのですが。

【委員長】

そこの3-1のところちょっと修正しましょうか。

すべての人が生涯にわたり学ぶことができるよう学ぶ機会を充実させるとともに、ここで1回切れた感じ。現代的にしゃべっているから対応する力を養うための学びを支援するというので、機会を充実させることと学びを支援するっていう対象が違う。

提案としては、生涯にわたり学ぶことができるようにすること。それから、今度は、現代的社会的な課題に対応する力を養うことができるように、学びの機会を充実させるとともに自主的な学びを支援する。というような形にしたら、多分、二つに対して学びの場を作って支援をするという。支援するのは、自発的な学びですよね。なので、そのように修正すればいいのかなというふうに思ったのですが、どうでしょうか。

まとめると、すべての人が生涯にわたり学ぶことができ、現代的社会的な課題に対応する力を養うための学びの機会を充実させ、自主的、主体的な学びを支援する、でいかがでしょうか。

【委員】

今のお話であれば、例えば社会的な課題に取り組むなどとした方が、主体性が発揮できるのではないかと思います。対応という言葉ではなく。

【委員長】

本人が自分事として取り組む、そういうことですよ。

【委員】

この基本方針で私が読み取ったのは、やはり住民自治をいかに確立するかというところに主眼を置いている。一本筋を通して書ききって欲しいと思います。その住民自治について、どこを切っても住民自治を確立したいというのがこの基本方針から読み取れるものとして読みたいと思いました。それと、それを考えて読むのであれば、その下の赤文字が少し納得できないなと思います。

【委員長】

これ議会の答弁ですね。

【委員】

そうですね。背景を読んで理解したのですが、この背景を転用して赤文字になるかどうかというのはちょっと私がかうまく整理ができていません。これだと住民自治と言いながらどこまでが自治として考えられているのかが読み取りづらいように感じました。あと、一定の行政の方向付けにならないのか。前の話に戻ってしまうのですが、その行政側が取り組んで欲しい学習の方向と住民の学習の方向が違った場合はどうするのか、といったところも気になります。

【委員長】

それはものすごく大事なことであって。行政の側の意向に沿った活動をするということが、公民館の利用料に差をつけるとかするというのが、これが適当なのかどうなのかということのをその地域が議論されて、そこから何か市民性などもいっぱいあるけれども。

【委員】

結局、公民館事業も協力してみんなでよりよい社会を作っていこうということは重要な考え方なのですが、協力者とならなくても例えば、別の場所で市民活動される方もこれを機にいらっしやると思います。何か一定の方向付けというのでしょうか。ここまで基本方針に書いてしまってよいのだろうか、と少し私は危惧をしています。委員長が言ってくださったような文章のように、包括的な概念で示しておいたぐらいでいいのではないかと思います。

【委員長】

地域の成果を主体的な活動につなげていくようにというのは答弁したけど、公民館事業の協力者となる等というのは何かそういう趣旨まで発言したのでしょうか。

【事務局】

答弁としては、そういった好事例がありましたという、そういったものの紹介はさせていただきました。実際に子育てのグループに参加された方が、自分たちもお世話になったので何らかの形で協力したいという思いで、その公民館事業の協力者という形で今、活動していただいている。

【委員長】

協力者という表現にするから、委員もちょっと引っかかるので、公民館事業への参加者。

【委員】

そうですね、主体的参加とか。

【委員長】

協力者と言うとこっちがいて協力してもらう。参加者やったら向こうから入ってきて。だから、公民館の方に住民が講座を受けて公民館の方に入ってきたという参加者であればよいが、協力者と言ったらこっちがいて協力者という意味になるので、この主従の関係がどうしても言葉の端々に感じられる。

【委員】

住民自治と言っている割には、行政の方向性をベースとして対応を望んでいたりと、社会的な課題は行政の取組に対応しなくても方法もあるだろうし、解決しようとする部分もあるだろうと思われるので、学習することで住民はいろいろな方法を見つけていくのではないのでしょうか。

【委員長】

参加者は単なるお客さんの参加者ではなく、主体的に。

【委員】

自分たちの住んでいる地域の公民館をより主体的に活用し、積極的に住民自治の場として生かしているというような。

【委員長】

担い手の方がいいのでは。公民館事業の担い手となる方がいいのか。

【委員】

そこまでくるとはじめに戻ってしまうのですが、生涯学習専門員の専門性が問われてくると思います。仮に住民と行政の関係性が薄くなっているというところにこそ、つなげるような役割もしくは議論できる場を設定できるような役目も担うとなると、生涯学習専門員というのは改めてその専門性が大事であると考えます。

【委員長】

委員がというような高い専門性というのは、なかなか実現難しいかもしれないが、そういったものがつくれるかどうかということも含めて本当は考えていかなければならない。

【委員】

簡単に地域にやってくれる人がいたらいいわ、というふうに任せて良い役職・仕事であって良いのかという点を私は問いとして持っておきたいと思います。

【委員長】

問題提起、ありがとうございます。

基本方針案もしっかり議論して修正できたと思います。あと、公民館重点目標の最後のところ、すべての市民センターのWi-Fiを設置と書いてありますが、インターネットを活用した会議や講演会等の開催が可能になると機器は自分たちが持ち込みするのですか。

【事務局】

端末自体は利用者が持参し、Wi-Fiの接続に必要なIDとパスワードを開示するので、設定して利用いただくというものです。

【委員長】

会議室用のマイク、カメラなど各公民館で使用するとき融通してあげたりできる仕組みがあるのか。それは生涯学習の仕組みとしてやるのではなく、本来は行政として一定程度用意し、各館1台ずつ整備されてあって、災害時などでWi-Fiやインターネットなどを確認しながら、連絡調整ができる体制

を本来は防災でやるべきですよ。

Wi-Fiが使えますよというだけでもかなりの発展ではある。少しずつですが進めていきたいと思っています。

【委員】

細かいことですが、Wi-Fiの鍵括弧は要るものなのでしょうか。

【委員長】

3-2の括弧は削除したらどうですか。

【事務局】

削除します。

補足ですが、Wi-Fiをつけてインターネット環境を整備するということです。利用については、災害時なんかもありますし、その中で地域の方が利用していただく中で、他の機器などが必要ということになればまた検討していきたいと考えております。

もう1点、先ほどもありました公民館とその地域の方の距離感のところ。これまでのいろんな政策もあったでしょうし、また今コロナでなかなか地域の活動もない中で、私も今年度に半分ほどの公民館を回らしてもらいました。新しい公民館長などは、この3年間の活動もちょっと少ないので、関わり方みたいなものを少し悩んでいるところもあったりしました。

各地域ですと、それぞれ各種団体の委員長さんとまずは顔見知りになっていろんなお話しして、その地域のことをまず知ることが大事である。その中で、その地域ではどんなことに課題があって、どういうことを目指されているのかということも十分吸収しながら、行政としての公民館が第一線にありますので、何をやるべきか、ということ自分なりに考えて欲しいと。その中でやるべきことをやればよいというふうに指導しております。

人と人との繋がりもありますし、その公民館の性質的なところもあるので、今そういうお話もいただきましたし、また機会あるごとにそういったことも公民館長等にも伝えていきたいと考えております。

何よりも、いわゆる大きなまちづくりの中では、公民館として行政が担う役割というのは大きなものがあると認識しておりますので、何かありましたら個別でも結構ですので、お知らせいただければ対応させていただきますと思います。

【委員長】

ありがとうございました。これをもちまして、本日の大津市立公民館運営審議会を終了させていただきます。

【事務局】

以上をもちまして、令和5年度大津市立公民館運営審議会の方を終了させていただきます。

本日は大変お忙しい中、誠にありがとうございました。